

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C61757	光ファイバセンサ通則	General specification of fibre optic sensors	<p>【制定する理由(必要性)】</p> <p>光ファイバセンサは、光ファイバ自体をセンサ媒体又は伝送媒体とするセンシング技術であり、小型化、耐環境性、長距離測定性能などこれまでの電気式のセンサにはない特長をもっている。また、取得される大量の測定データは昨今のAI技術との親和性が高く、近年、国内における市場規模が広がってきている。その一方で、光ファイバセンサ製品は、その仕様や評価方法が統一されておらず、ユーザーにとって不便が生じているため、今後の普及促進に向け、適切かつ統一的な試験方法の確立などの標準化が求められている。こうした中で、2018年に国際規格としてIEC61757 (Fibre optic sensors - Generic specification)が発行されたことから、これを基に、我が国の市場の実態に即したJISを制定する必要がある。</p>	この規格の制定によって、国際規格との整合が図られ、かつ、我が国の市場の実態を反映した統一的な仕様や評価方法などが示されることから、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際市場の拡大にも寄与することが期待される。	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 品質保証 5. 試験及び測定手順 6. 分類 7. マーキング・ラベル・包装取扱説明書 8. IECタイプの指定 9. 安全性 10. 発注情報 11. 図面 	—	IEC 61757:2018	IDT	<p>第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法)</p> <p>対象事項: 光ファイバセンサ</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、エ、オ、キ、ク</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	
JSA	06 電子	改正	C6864	マルチモードファイバモード遅延時間差試験方法	Measurement methods and test procedures - Differential mode delay of multimode optical fibers	この規格は、石英系グレーデッドインデックス形マルチモード光ファイバのモード伝搬状態を明確化する方法として、レーザ光源を使用したときの伝送帯域特性の評価方法について規定したものである。近年、使用されている試験装置に対し、より正確に測定できる装置の機能が確立されてきており、それに伴い手順等も見直しされ、測定精度の向上が図られている。また、OM4カテゴリケーブルに使用されるファイバであるモード遅延時間差が小さいファイバの測定方法についても導入されている。こうしたことから、最近の装置技術の進歩及び新しいファイバ品種の開発に対応するため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、最近の技術進歩が反映され、測定精度の向上が図られることから、不要な製品トラブルが減少するとともに、品質の安定性が向上することが期待できる。また、国際規格との整合が図られることから、国際競争力を高めることも期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格との整合を図るため、EMB、OMBcなどの用語を追加する。 ・試験装置において、最近の技術の進歩を反映し、測定システムの概要を明確に規定するとともに、各装置に関する説明を追加する。 ・手順において、測定技術の変更がなされたため、調整内容を項目ごとにより具体的に規定する。 ・対応国際規格との整合を図るため、光ファイバのセンチ法めに関する詳細方法を参考情報として追加する。 ・より厳密な伝搬帯域特性評価をサポートするため、ファイバカップリングを含む検出システムモーダル測定法について新たに規定する。	—	IEC 60793-1-49:2018	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。				一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月
JSA	06 電子	改正	C6870-2-11	光ファイバケーブル第2-11部:屋内ケーブル-構内配線用1心及び2心光ファイバケーブル細則	Optical fiber cables - Part 2-11:Indoor cables - Detailed specification for simplex and duplex indoor optical fiber cables for use in premises cabling	この規格は、構内配線用1心及び2心光ファイバケーブルについて規定したものである。近年著しい発展を遂げている光ファイバに関する技術は、高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速している。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続的に標準化が進められており、国際規格との整合を図りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。このたび、対応国際規格であるIEC60794-2-11が、製品開発の実態を反映して、2019年に第3版として発行されたことから、これとの整合を図るとともに、最近の我が国の市場の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国内の最新情報が反映され、また、最新の国際規格との整合が図られることから、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場の実態等を反映するため、伝送特性要求事項において、OM5などの最新の光ファイバ品種を追加する。 ②温度サイクル試験において、試験条件が1条件(-20℃～+60℃)だけであったところを、3条件(-10℃～+60℃、-25℃～+70℃及び-40℃～+70℃)に変更する。	—	IEC 60794-2-11:2019	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、性能) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6870-2-21	光ファイバケーブル第2-21部:屋内ケーブル構内配線用多心光ファイバケーブル細則	Optical fiber cables - Part 2-21:Indoor cables - Detailed specification for multi-fiber indoor optical distribution cables for use in premises cabling	この規格は、構内配線用多心光ファイバケーブルについて規定したものである。光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。光ファイバに関する技術の一つであり、高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速している。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続的に標準化が進められており、国際規格との整合を図りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 このたび、対応国際規格であるIEC60794-2-21が、製品開発の実態を反映して、2019年に第3版として発行されたことから、これとの整合を図るとともに、最近の我が国の市場の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国内の最新情報が反映され、また、最新の国際規格との整合が図られることから、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場の実態等を反映するため、伝送特性要求事項において、OM5などの最新の光ファイバ品種を追加する。 ②温度サイクル試験において、試験条件が1条件(-20℃～+60℃)だけであったところを、3条件(-10℃～+60℃、-25℃～+70℃及び-40℃～+70℃)に変更する。	—	IEC 60794-2-21:2019	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、性能) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月
JSA	06 電子	改正	C6870-2-31	光ファイバケーブル第2-31部:屋内ケーブル構内配線用テープ形光ファイバコード細則	Optical fiber cables - Part 2-31:Indoor cables - Detailed specification for optical fiber ribbon cables for use in premises cabling	この規格は、構内配線用テープ形光ファイバコードについて規定したものである。光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。光ファイバに関する技術の一つであり、高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速している。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続的に標準化が進められており、国際規格との整合を図りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 このたび、対応国際規格であるIEC60794-2-31が、製品開発の実態を反映して、2019年に第3版として発行されたことから、これとの整合を図るとともに、最近の我が国の市場の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国内の最新情報が反映され、また、最新の国際規格との整合が図られることから、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場の実態等を反映するため、伝送特性要求事項において、OM5などの最新の光ファイバ品種を追加する。 ②温度サイクル試験において、試験条件が1条件(-20℃～+60℃)だけであったところを、3条件(-10℃～+60℃、-25℃～+70℃及び-40℃～+70℃)に変更する。	—	IEC 60794-2-31:2019	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、性能) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月